

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（案）のポイント

（令和4年12月※日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

資料 1

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

| ＜児童相談所＞ | 令和4年度実績 | 目標 | 増員数 |
|---------|-----------|------------------------|-------------------------|
| 児童福祉司 | 5,780 人程度 | → 6,850 人程度 (令和6年度) | 令和5・6年度で + 1,060 人程度 |
| 児童心理司 | 2,350 人程度 | → 3,300 人程度 (令和8年度) | 令和5～8年度で + 950 人程度 |

（注）令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。